

## 第 14 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 6 年 8 月 9 日（金）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員 1 番 友岡 康幸    2 番 松岡 日出男    3 番 桐原 忠継    4 番 小出 満文  
 6 番 加藤 清孝    7 番 小林 公子    8 番 長崎 愛    9 番 榎 敏行  
 10 番 藤岡 恵雄    11 番 今村 建一    12 番 古澤 弥生    13 番 渡邊 和徳  
 14 番 渡邊 晃    15 番 豊田 るみ子    16 番 池田 春香    18 番 古庄 憲明  
 19 番 北野 暁之
- 欠席委員 5 番 福本 博文    17 番 藤原 幸似
4. 議事日程 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
 議案第 4 号 経営基盤強化促進法許可申請について
5. 事務局職員 主幹 藤野 貴洋  
 主査 梅田 和宏

### 6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局	<p>おはようございます。久木野・長陽地区での現地確認お疲れ様でした。</p> <p>それでは、定刻前ですが、第 14 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。農業委員総数 19 名、出席委員 16 名、欠席 3 名 南阿蘇村 農業委員会 会議規則 第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p> <p>農業委員会憲章につきましては、お手元の憲章を各自ご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、議案説明の際には、自席で起立のうえ、ご発言いただきますようお願いいたします。また、議事録作成のため、発言内容を録音しておりますが、音声が正しく認識できますように、マイクを通じて番号、氏名を申し添えたうえでご発言いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に進めさせていただきます。本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。8 月に入りまして、毎日暑い日が続いておりますが、今年は特に厳しい日が続いています。暑い中農作業をさせる際は水分をとり、熱中症に注意されて、作業をされてください。それでは、着座にて進めてまいります。</p>
議長	<p>ただいまから第 14 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 9 番の榎委員、10 番の藤岡委員を指名します。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>朗読いたします。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  [REDACTED] 所有権移転  の売買となります。</p> <p>番号2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  [REDACTED] 所有権移転の贈与となります。</p> <p>番号3：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  [REDACTED] 所有権移転  の売買となります。</p> <p>番号4：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  [REDACTED] 所有権移  転の売買となります。</p> <p>以上、ご審議いただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p>
<p>4番</p>	<p>議案第1号番号1番について、4番の小出が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は長年農業を営まれていましたが、ご高齢により体も段々と不自由になられ、農業をやっていく事が難しくなっておられております。農地の管理をしてくださる方を探されておられ、今回譲受人と所有権移転売買の契約が結ばれました。</p> <p>譲受人は譲渡人と同じ地区で農業を営まれておられ、畜産業を中心に長きにわたり担い手として農業経営を営まれ、農地取得に何ら問題は無いと思われまます。</p> <p>ご審議頂きますようよろしくお願いします。</p>
<p>10番</p>	<p>議案第1号番号2番について、10番の藤岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子関係です。今回譲渡人が高齢の為後継者へ経営移譲をされるよう譲受人と所有権移転の贈与の申請が上がりました。</p> <p>譲受人は農業を営んでおられ、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程、よろしくお願いします。</p>
<p>11番</p>	<p>議案第1号番号4番について、11番の今村が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号3番につきまして説明いたします。譲渡人は農業規模を縮小されておられ、農地の買い手を探されておられました。今回、同じ地区で農業営む譲受人と所有権移転売買の契約が結ばれます。譲受人は同じ地区で大規模な畜産業を営んでおられ、農地管理も問題ないと思われまます。</p>



(異議なし)

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します。

続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局

はい朗読を致します。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について  
番号1：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 転用目的は福利厚生施設 所有権移転の売買です。

番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]  
[REDACTED] 転用目的は資材置き場 所有権移転の売買です。

議長

ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

8番

議案第3号番号1番について、8番の長崎が説明します。  
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
こちらの土地は、譲受人のグループ会社が南阿蘇村の賃貸住宅整備促進助成金を活用して建設した2件の賃貸住宅に隣接しており、保守管理における効率面や利便性の面からも大変望ましく、当該地が最適な土地だと判断されました。譲受人は当村を第2の拠点として、賃貸住宅、健康住宅の展開を目指しておられます。営業時の宿泊施設及び休日の保養所となる福利厚生施設を建設することで、社員のモチベーションアップを図りながら、微力ながら南阿蘇村の活性化に貢献できると考えておられます。ご審議の程よろしくをお願いします。

11番

議案第3号 番号2について、11番の今村が説明します。  
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
譲受人は [REDACTED] を営まれておられ、村内での [REDACTED] 資材置き場を探されておられたところ、譲渡人との間で農地の売買の話が上がりました。  
申請農地は鳥獣被害などに悩まされ、農業生産性低く、耕作がされておられないので、別の用途で土地の利活用することが望ましいと考え、譲渡人との許可申請が上がりました。  
農地区分や事業計画など確認しましたところ、特に問題は無く、今回総会への審議の運びとなりました。有償所有権移転売買ということで、何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。

議長

はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。

(異議なし)

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。

続きまして、議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局

はい朗読します。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について

番号1：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定20年です。

番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定7年です。

番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

使用貸借権設定10年です。

番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

使用貸借権設定20年です。

番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定1年

相続権者同意書有です。

番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定10年

相続権者同意書有です。

番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

使用貸借権設定5年 相続権者同意書有です。

番号8：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

賃借権設定10

年です。

番号9番から11番は再設定の案件ですので、省略します。

議長

ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします

<p>4 番</p>	<p>す。</p> <p>議案第 4 号番号 1 番から 2 番について、4 番の小出が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 まず、番号 1 について、譲渡人は 2 名です。 まず、番号 1 につきまして説明します。こちらは、2 名の譲渡人の農地を 1 名の譲受人が 20 年間賃借する契約が結ばれます。 一人目の譲渡人は、村外に居住されており、農地の管理が難しいため、管理を任せる方を探しておられました。 二人目の譲渡人は、村内在住で、規模縮小を考えておられました。 譲受人は、若手の担い手農家で、規模拡大しながら頑張っておられます。 次に番号 2 番につきましては、観光農園を営まれている譲渡人が農地と施設の一部を譲受人へ賃借する内容です。 譲受人は、新規就農者で、観光農園で働きながら、認定を受け、経営を引き継ごうとされています。数年間にわたり段階的に農地、施設を譲り受けていく方針です。どちらの案件も何ら問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>6 番</p>	<p>議案第 4 号番号 3 番について、6 番の加藤が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 こちらは、2 名の譲渡人の農地を 1 名の譲受人が 10 年間賃借する契約が結ばれます。 譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、管理の難しくなった農地を譲受人が一括して管理を行うものとなっています。 一人目の譲渡人は、高齢であり、二人目の譲渡人は、村外在住であり、農地の管理が難しくなっています。 譲受人は、若手の担い手農家で、認定新規就農者として今後の活躍が期待されます。何ら問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>2 番</p>	<p>議案第 4 号番号 4 番について、2 番の松岡が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 こちらは、高齢のため、施設に入居された譲渡人の農地を、譲受人がまとめて 20 年間の使用賃借権を設定し、管理するものです。 譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、一部の農地は以前から譲受人が管理していましたが、賃借権の期限が切れて、再設定を結ぶタイミングで、すべての農地を譲受人が一括して管理を行うこととなります。何ら問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>7 番</p>	<p>議案第 4 号番号 5 番について、7 番の小林が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人は、農地を耕作していただける方を探しておられ、今回近隣で農業を営む譲受人と賃借権設定 1 年で話がまとまりました。土地の所有者は亡くなっていますので、相続権者の同意書が添付してあります。何ら問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>

10 番	<p>議案第 4 号番号 6 番について、10 番の藤岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は、農地を耕作していただける方を探しておられ、今回、規模拡大を考えておられる譲受人と賃借権設定 10 年で話がまとまりました。土地の所有者は亡くなっておられますので、相続権者の同意書が添付してあります。</p> <p>譲受人は、若手の担い手農家であり、農地を管理していくうえで、何ら問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
11 番	<p>議案第 4 号番号 7 番について、11 番の今村が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、南阿蘇村で新規就農を計画されており、親族が所有する農地で耕作をされます。土地の所有者は亡くなっていますが、相続権者の同意書が添付してあります。</p> <p>居住地は遠方ですが、今までも親御さんと共に南阿蘇村に通い、農業をされています。また、農地の使用権設定に併せて村内への移住も計画されています。</p> <p>何ら問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
15 番	<p>議案第 4 号番号 8 番について、15 番の今村が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、今までも譲渡人が所有する別の農地を賃借し、耕作をおこなっておられます。</p> <p>この度、隣接する農地の使用権が切れることになり、耕作者、土地所有者と話し合いを行い、新たに該当土地の管理を受けることとなりました。土地の所有者は亡くなっていますが、相続権者の同意書が添付してあります。</p> <p>近隣の農地を長期間に渡り管理されておりましたので、何ら問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 4 号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして、議案第 5 号農用地利用集積等促進計画の公告 一括契約について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の公告 一括契約について朗読いたします。</p>

議長	<p>す。</p> <p>申請番号1：所在地番 [REDACTED] 譲受人、譲渡人は記載のとおりです。</p> <p>申請番号2：所在地番 [REDACTED] 譲受人、譲渡人は記載のとおりです。</p> <p>続けて説明を行います。番号1、2ともに県の農業公社を通じた農用地利用集積計画での賃借となります。</p> <p>こちらは、再設定案件となっており、譲受人が継続して農地を借りる契約となっております。当時は、借りる側は5年間というルールがあったため、今回期限が切れて延長されるものです。説明は以上です。</p> <p>朗読及び説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第5号農用地利用集積等促進計画の公告 一括契約について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第5号については原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、9月の総会の日程を決めておきたいと思えます。予定案として令和6年9月10日 火曜日 午前10時より開催したいと思います。なお、会場は南阿蘇村役場庁舎2階大会議室での開催としております。いかがでしょうか？</p> <p>よろしいでしょうか？それでは、次回の総会は9月10日 火曜日 10時からの開催とします。なお、現地確認がある場合は事務局より通知がございますので、あらかじめご了承ください。その他の案件で事務局からお知らせがあります。</p>
事務局	<p>総会お疲れ様でした。3件お知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休農地調査について</li> <li>・農地の賃貸借解除についての関係法令の説明</li> <li>・熊本県農地利用最適化推進大会の案内</li> <li>・男女共同参画講演会の案内(農政係)</li> </ul>
4番	<p>公社が借りている農地で管理が不足していて、遊休農地になりそうであり、ようやく、今日草刈りをしている。対応を依頼して1月経っており、早急な対策をお願いしたい。</p>
事務局長	<p>早急な対応を公社に依頼しており、事務局としても依頼を行っている。今後も早急な対応を依頼していく。</p>

議長	その他委員の皆さんから何かありますでしょうか？その他事務局から何かありませんでしょうか？  以上をもちまして第 14 回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。
----	---

7. 閉会時刻 11時10分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和6年9月10日

農業委員会 会長

---

議事録署名委員

9 番

---

議事録署名委員

10 番

---